

収納代行などとして違法な収益の回収を持ち掛ける事業者にご注意ください

近年、インターネットカジノや日本では承認されていない海外医薬品の販売、実態のない出会い系サイトなど、違法な収益の回収を目的とした事業者が、収納代行などの名目で企業や個人に委託するケースが増加しています。

このような委託を受けて、ご自身または管理する法人の預金口座を代金回収に利用した場合、違法行為につながる取引の資金受取に預金口座が利用されることとなりますので、預金口座に入金される資金の内容が確認できない場合、当組合は当該預金口座を凍結しお客様との継続的な取引をお断りする場合があります。

【具体的な手口の例】

1. 振込詐欺：「振込でお金が入ってくるので、報酬を差し引いた額を委託元に振込むだけでよい」といった説明を行う。
2. 不明瞭な取引内容：委託元から取引の詳細について一部または全部の説明がない。
3. インターネット上の検索結果：委託元を検索すると、詐欺やトラブルの情報がみえる。

【被害に遭わないための対策】

1. 取引内容の確認：口座に入る資金がどのような取引（商品・サービス等）の対価なのかを必ず確認して下さい。
2. 委託元の調査：委託元に取引の詳細を開示させ、インターネットなどでその事業者が実在するか、詐欺やトラブルの情報がないかを確認して下さい。
3. 不審な取引の拒否：取引内容が不明瞭な業務は委託しないで下さい。

【被害に遭った場合】

速やかに警察や消費者センターに相談し、適切な対応を取るようにして下さい。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

【本件に対するお問い合わせ】

熊本県信用組合 総務部事務課

TEL 096-353-1200

受付時間 平日 9：00～17：00